

消費生活センター等をかたる二セの電話やはがきにご注意！



消費生活センター等の公的機関をかたる不審な電話やはがきに関する相談が寄せられています。

## 相談事例 1

消費生活相談窓口の職員を名乗る者から「あなたの個人情報漏洩していることを確認した。こちらから削除依頼をすることができる」と電話がかかってきた。

未納金があります。

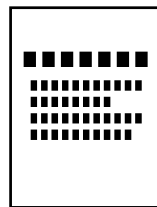
あなたの個人情報漏れて  
います。削除しますか？



## 相談事例 2

公的な相談窓口のような名称の機関から「紛争問題確認通知」という題名のハガキが届いた。

・消費者問題確認通知  
・紛争問題確認通知 など



## 注意

- 消費生活センターが「個人情報を削除してあげる」という電話をすることは絶対ありません。
- 消費生活センターが「消費者問題確認通知」「紛争問題確認通知」のようなハガキを消費者に送付することは絶対ありません。

## ポイント

- 不審な電話やはがきを受け取っても、対応せず無視してください。
- 連絡してきたのが本物の消費生活センターなのか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やはがきで指定された電話番号ではなく、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

## 相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



# 消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口  
イメージキャラクター  
「こまどりのPiPi」